

令和6年度 練馬区立八坂中学校 「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義 「いじめ防止対策推進法」

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本的認識に立ち、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 生活指導部会

週に一度（水曜日2校時）、校長、生活指導主任、各学年の生活指導担当教諭、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員、SSWによる生活指導部会を開き、情報交換および共通理解を図る。

(2) 職員会議での情報交換及び共通理解

年に一度、全教職員で配慮を要する生徒について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図り、毎週の生活指導部会の情報をすべての教職員に回覧し共有する。

(3) 学校いじめ対策委員会

生活指導部会で対応しきれない重大ないじめの事実が確認された場合は、校長・副校長・生活指導主任・学年主任・養護教諭・特別支援コーディネーター・スクールカウンセラー・心のふれあい相談員からなる学校いじめ対策委員会を開き、対応を協議する。

3 いじめ未然防止のための取組

未然防止の基本は、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。本校は、以下の取組を実施し「規律」・「学力」・「自己有用感」を獲得していく。

(1) 授業規律の確立

- ①チャイム着席の徹底
- ②挨拶の徹底

始めは「お願いします」、終わりは「ありがとうございました」

- ③授業開始後3分間までの教職員の見回り

(2) 生徒会・委員会活動の充実

- ①生徒会役員と生活委員会、学級委員会の挨拶運動の実施（6月、11月、2月）
- ②生活委員会、学級委員会のチャイム着席運動の実施（6月、11月、2月）
- ③給食委員会の給食コンクールの実施（11月）
- ④生徒会役員による学期1回の「学校生活アンケート」の実施
- ⑤生徒会役員による年2回の「ほっとエピソード」の実施（6、10月）
- ⑥生徒会役員による意見箱の取り組み（随時）
- ⑦生徒会役員による年3回の「白い靴下デー」の実施（6月、11月、2月）

(3) 行事における活動

- ①運動会後の「ほっとエピソード」活動
- ②文化発表会後の「ほっとエピソード」活動

(4) 特別支援教育の推進

- ①各学年で特別支援教育の授業の実施（年2回）
- ②特別な支援を要する生徒の共通理解と指導方法の工夫と改善（校内研修会）

(5) ふれあい月間の活用

- ①「いじめ一掃プロジェクト」を活用した指導
以下のことを全校生徒で取り組む（年度ごとに一つの取組を実施）
 - (ア) 標語の作成
 - (イ) ポスターの作成
 - (ウ) シンボルマークの作成
- ②中学1年生は、4月を中心SCによる全員面接を実施
聞き取り内容からの対応や未然防止

(6) 小中連携

- ※八坂中学校に入学する生徒を事前に知ること
- ①乗り入れ授業の実施
 - ②部活動体験の充実（夏季休業中に2回実施）
 - ③校区別協議会の実施（年2回）
 - ④小学生による中学校訪問（八坂小、豊溪小）

(7) 食育の充実

- ※食を通じて、命の大切さ、人とのふれあいを体験し、心を育てる。
- ①うどん作り
 - ②白石農園と連携した農業体験学習

(8) 情報モラル講習会の実施

- ①生徒は全校生徒を対象とする。
- ②保護者は全校生徒の保護者を対象とする。

(9) 道徳地区公開講座の開催

- ①全学年・学級の授業を公開する。
- ②保護者・地域の方と意見交換を行う。

4 いじめ早期発見のための取組

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

- ①三者面談・保護者会（年2回）の実施
- ②学校・警察との連絡会（年2回）の活用

(2) アンケートの実施

- ①年3回（6月・11月・2月）生徒会主催「学校生活アンケート」・区主催「生活アンケート」の実施
- ②アンケートをもとに生徒と直接話をする。

(3) 生活ノート指導

- ①生活ノート（自分ログ・スクログなど）で交友関係や悩みを把握する。

5 いじめに対する措置

- (1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、生活指導部会や学校いじめ対策委員会を開き、対応を協議する。
- (3) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (4) いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるために必要があると認められるとときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- (5) 事実に関わる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ①いじめにより生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ②いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

- ①重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を確認するための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

7 付則

この「学校いじめ防止基本方針」は平成26年4月1日から施行し、必要に応じて隨時改訂する。

・ 施行	平成26年4月1日
・ 第1次改訂	平成27年4月1日
・ 第2次改訂	平成28年4月1日
・ 第3次改訂	平成30年4月1日
・ 第4次改訂	平成31年4月1日

- ・第5次改訂 令和3年4月1日
- ・第6次改訂 令和3年11月4日
- ・第7次改訂 令和4年4月22日
- ・第8次改訂 令和5年4月14日
- ・第9次改訂 令和6年4月4日